

第2章 権利の主体

過去10年の出題分析

↓テキスト項目	出題年→	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
第2章全体		●	●		●		●			●	●
1 権利能力											
2 意思能力と行為能力							●			●	
3 未成年者		●			●					●	●
4 成年被後見人			●		●						●
5 被保佐人					●						
6 被補助人					●						
7 制限行為能力者の相手方の保護					●						

※出題されている年度に●を記入しています。

1 権利能力

権利をもつことができるのは人だけです

学習時間 15分

(1) 権利能力～民法上の権利をもてるのは人だけ？

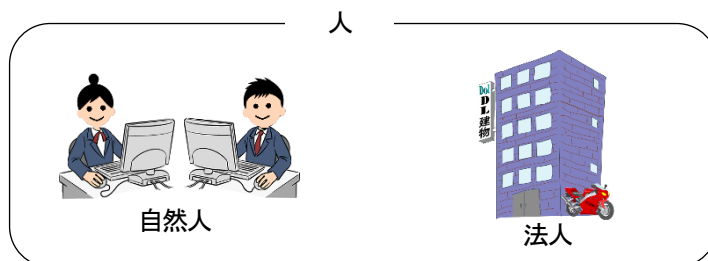
民法に定められている権利は誰が主張できるのでしょうか。当然、「人」であることは誰にでもわかることです。では、胎児はどうなのか？商店街のような団体はどうなのか？人にもいろいろありそうです。

権利能力とは、**権利・義務の主体となるための地位・資格**をいいます。民法はすべての「人」に対して平等に権利能力を認めています。

(2) 法人格～会社も権利能力があるの？

民法上の「人」には自然人と法人があります。自然人とは生身の人間で、**出生から死亡するまで**をいいます。ただし、**不法行為に基づく損害賠償請求、相続、遺贈**について胎児は生まれたものとみなされます。法人とは、自然人以外で、法律上、権利・義務の主体になることができるものをいいます。たとえば、会社などがその典型例です。なお、同窓会等の団体というだけでは権利能力を有しませんが、会社のような組織を有する場合には、その団体に権利能力を与えたのと同じように扱われる場合があります（権利能力なき社団）。

もし**権利能力がなかった場合は法的な効果がその者に帰属しません。**



用語

能力…資格、立場という意味です。一般用語でいう「彼は能力がある」というような知識や才能がある意味ではありません。

父母とまだ意思疎通することができない乳児は、不動産を所有することができない。

2013(×)

意思能力がない乳児であっても権利能力は持ちます。



ちょっと付け足し

権利能力なき社団

権利能力なき社団(同窓会・地域の集まりであっても組織がしっかりとした団体)の財産は、社団の構成員に総有的に帰属します。つまり、債権者に対して構成員は個人責任を負いません。ただし、**不動産については個人名義(代表者等)で登記するか、社団構成員全員の共有名義で登記しなければなりません。**



ここではコレを覚える

過去問 13-2

- 権利の主体となれるのは人であり、人は**自然人と法人**をいう。
- 権利能力なき社団は権利義務の帰属主体になれないので、その資産は**構成員全員に総有的に帰属**する。不動産登記は社団名義ではできない。

2 意思能力と行為能力

頻出度

B

意思無能力は無効、制限行為能力は取消しです

学習時間 30分

(1) 意思能力～泥酔した状態で契約しても無効？

意思能力とは、自分の行っていることの意味を理解できる能力をいいます。

私たち人間(法律上は自然人といいます。))は、意思能力をもっていればこそきちんとした契約を結ぶことができます。

意思能力がない者が結んだ契約は**無効**となります。



その趣旨は？

たとえば、年端のいかない子供(12～13歳程度まで)や重度の精神障害者や飲酒などによる酩酊者などが典型例です。このような人がたとえ契約などを結んできたとしても、自己の意思によって契約を締結したとは普通いえないため、法律上は無効となるわけです。

(2) 制限行為能力者制度～社会的弱者を保護するには？

意思能力があるかないかは一見わからない場合があります。また、契約を結んだとき飲酒酩酊して意識がなかったということを後の裁判で証明することは困難です。そこで、民法は、一般的に判断能力が不十分であろう者(制限行為能力者)をそれぞれのグループにして、これに保護者をつけて判断能力不足を補わせる仕組みを用意しています。これが制限行為能力者制度です。

制限行為能力者には、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の4種類があります。

買主 C が意思無能力者であった場合、C は、A との間で締結した A 所有の土地の売買契約を取り消せば、当該契約を無効にできる。

2005(×)

取り消して無効になるのではなく当初から無効です。

(3) 制限行為能力者の保護

制限行為能力者制度では、保護者が代わりに契約を結んできたり(代理権)、事前に同意を与えたり(同意権)、事後に契約を取り消したり(取消権)、事後に同意を与えたり(追認権)することで、制限行為能力者を保護しています。ただ、一律ではなく、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人でその保護の程度が異なります。



ワンポイントアドバイス

制限行為能力は頻出分野なのでしっかりと理解して暗記しておきましょう。意思無能力については、取り消すことができず当初から無効であるという点がよく出題されています。

ここでは、代理権？取消権？・・・と悩まないで下さい。それぞれ別のセクションで勉強しますので、わからない部分はどんどん飛ばして読み進みましょう。



ここではコレを覚える

過去問 08-3 12-3 21-5

□意思能力のない者がした意思表示は無効となり、取り消すことはできない。

3 未成年者

未成年者は親権者等の同意がないと原則として取り消せませす

学習時間 30分

令和4年4月1日からは、成年年齢が18歳となったため、18歳の者は、年齢を理由とする後見人の欠格事由に該当しない。

2022(○)

未成年者とは、**18歳未満**の者をいいます。令和4年4月1日改正前までは20歳未満を未成年者として、未成年者が婚姻すると成年に達したものとみなされていました。改正後は成人年齢も婚姻可能年齢も男女ともに18歳となり、この制度自体がなくなりました。

(1) 未成年者の行為能力～未成年者が契約を締結するには？

未成年者が不動産を売買する等の法律行為をするには、原則として**法定代理人の同意**を得なければなりません。

ただし、①**単に権利を得または義務を免れる法律行為**(負担のない贈与を受ける等)、②**処分を許された財産の処分行為**(小遣い銭等)、③**法定代理人が許した一種または数種の営業に関する行為**については、法定代理人の同意は不要です。



ちょっと付け足し

未成年者は婚姻できないの？

男女ともに18歳にならなければ婚姻できません。もし、これに違反して婚姻した場合、各当事者、その親族または検察官は、その取消しを家庭裁判所に請求できます。

18未満で婚姻した者が18歳に達した場合、その取消しを請求することができません。

なお、18歳に達した後、3か月間は、その婚姻の取消しを請求することができます。ただし、18歳に達した後に追認をした場合は取消しを請求することができません。

(2) 法定代理人～誰が未成年者を保護するの？

法定代理人とは、法律に基づいて本人の意思によらないで決まる代理人をいいます。未成年者の法定代理人には、**親権者**と**未成年後見人**の2つがあります。

《親権者》

未成年者に父母がある場合には、原則として**父母が共同して親権者**となり、親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行います。父母双方との間に密接な関係を維持していくのが子の最善の利益にかなない、父母双方ともにこの養育について同等の責任を負うべきだからです。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行います。

《未成年後見人》

親権者がいないとき、または親権を行う者が管理権を有しないときは、未成年後見人が法定代理人になります。これを未成年後見人といいます。次に説明する精神的な判断能力を欠く者のために開始される成年後見とは異なり、親権の延長上にある制度といえます。

未成年者に対して**最後に親権を行う者**は、**遺言**で、未成年後見人を指定することができます。親権者が管理権を喪失した場合も同様です。この指定後見人がいないときは、家庭裁判所が、未成年被後見人(未成年者本人)またはその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任します。

具体例

父母の一方が親権喪失、辞任、成年後見の開始など法律上の原因がある場合のほか、病気等で意思を表示することができないとき、服役中や海外渡航中(通信可能の場合は除く)など事実上親権を行使できない場合も含まれます。

(3) 法定代理権の内容～親だからといって何でもできる訳じゃない？

親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表(代理)します。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければなりません。親権者は、その際、自己のためにするのと同じの注意をもって、その管理権を行わなければなりません。

それに対して、未成年後見人も財産管理・法定代理権について親権者と同様の権限を有しますが、親権者とは異なり、善良なる管理者としての注意義務を負い、後見監督人と家庭裁判所による監督を受けます。

また、法定代理人である親権者とその子との利益が相反する行為、または、子が複数いる場合で、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権者は、その子のために**特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません**。これに違反すると**無権代理**となります。

「利益が相反する行為」とは、親権者にとっては利益となるが、未成年の子にとっては不利益となる行為、あるいは、同一の親権に服する子の一方にとっては利益となるが、他方にとっては不利益となる行為をいいます。

なお、未成年後見人については、後見監督人がある場合を除き、親権者と同様です。



ちょっと付け足し

養育費は、子が未成熟であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、子が成年に達したとしても、経済的に未成熟である場合には、養育費を支払う義務を負うことになります。

(4) 同意を得ないとどうなるの？

法定代理人の同意を得なければならないにもかかわらず、同意を得ずに、未成年者が単独で契約等を行った場合、**未成年者または法定代理人はその契約等を取り消すことができます**。未成年者自身が取り消す場合でも、そのために法定代理人の同意を要するわけではありません。もし同意を得ない取消しを取り消すことができるものとする、法律関係が複雑になるからです。

取り消すと、その契約等**はじめから無効だった**ということになります。

(5) 取り消さないといけないの？

取消権者は取り消さずに追認することもできます。追認は相手方に対して行います。**追認すると取り消すことができなくなります**。なお、未成年者は法定代理人の同意がなければ追認できません。



ここではコレを覚える

過去問 13-2 16-2 21-5 22-3

- 未成年者とは**18歳未満**の者をいう。
- 未成年者が**法定代理人の同意を得ず**に行った契約等は**取り消すことができる**。
- ①単に権利を得または義務を免れる法律行為、②処分を許された財産の処分行為、③法定代理人が許した**一種または数種の営業に関する行為**については、法定代理人の同意は不要である。
- 法定代理人である親権者とその子との利益が相反する行為、または、子が複数いる場合で、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権者は、その子のために**特別代理人を選任**することを家庭裁判所に請求しなければならない。これに違反すると**無権代理**となる。
- 取消権者は追認することができ、**追認すると取り消すことができなくなる**。

具体例

現在では労働基準法上、親権者は、未成年者に代わって労働契約を締結してはならないし、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないものとされています。

具体例

親権者が子の名において金員を借り受け子の不動産に抵当権を設定することは、仮に借受金を親権者自身の用途に充当する意図であっても、利益相反行為とはいえないが、親権者自身が金員を借り受けるに当たり子の不動産に抵当権を設定することは、仮に借受金を子の養育費に充当する意図であったとしても、利益相反行為に当たる(判例)。